

# 低炭素建築物の認定基準の構成の考え方について

- 住宅・建築物の低炭素化を、一次エネルギー消費量を代替指標として定量的に評価することを基本とする。
- 定量的評価は難しいが、法律や基本方針の趣旨を踏まえて取組む措置を選択的項目として評価する。

## 定量的評価項目 (必須項目)

### 背景

CO2排出量の約9割がエネルギー起源。

→省エネルギーの推進が低炭素化の主要な手段。

[ 今後のエネルギー供給構造により、CO2排出原単位は大きく変わる可能性がある ]

### 方針案

住宅・建築物の低炭素化の程度を、一次エネルギー消費量を代替指標として定量的に評価。

省エネルギー基準との整合を図りつつ、定量的評価が可能な措置をできる限り評価(外壁・窓等、空気調和設備等、再生可能エネルギー等)。

現時点では定量的評価が困難な技術や新技術を活用した措置等は、特別な評価方法による対応を検討するとともに、定量的評価の標準的な方法が確立した段階で、基準への追加を検討。

## 選択的項目

### 背景

住宅・建築物は長期にわたり使用されることから、定量的評価が難しい取組でも、建設や改修の機会を捉えて促進することが効果的。

### 方針案

個別の住宅・建築物における定量的な評価が難しい措置も実施の有無で評価。

法律や基本方針の趣旨を踏まえ、建築物の低炭素化に合わせて実施することが望ましい措置も付加的に評価

[ 省資源、創エネルギーと合わせた蓄エネルギーの推進(自立分散型/非常時対応)等も評価 ]

+

# 【参考】都市の低炭素化の促進に関する法律の概要

(第1回 低炭素基準合同会議資料抜粋)

## 背景

東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要

## 法律の概要

基本方針の策定（国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣）

### 民間等の低炭素建築物の認定

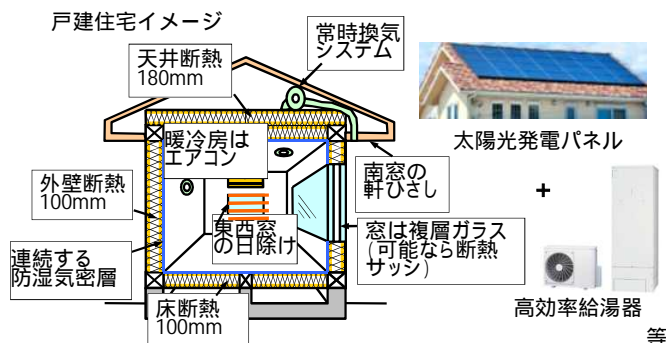
#### 【認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減】

居住年	所得税最大減税額 引き上げ(10年間)		登録免許税率 引き下げ
H24年	400万円 (一般300万円)	保存 登記	0.1% (一般0.15%)
H25年	300万円 (一般200万円)	移転 登記	0.1% (一般0.3%)

#### 【容積率の不算入】

低炭素化に資する設備（蓄電池、蓄熱槽等）について通常の建築物の床面積を超える部分

#### 【認定のイメージ】



### 低炭素まちづくり計画の策定（市町村）

#### 都市機能の集約化

##### 病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備

- 民間事業の認定制度の創設
- 民間等による集約駐車施設の整備
- 建築物の新築等時の駐車施設附置義務の特例

##### 歩いて暮らせるまちづくり

(歩道・自転車道の整備、バリアフリー化等)

#### 公共交通機関の利用促進等

##### バス路線やLRT等の整備、共同輸配送の実施

- バス・鉄道等の各事業法の手続特例
- 自動車に関するCO<sub>2</sub>の排出抑制



#### 建築物の低炭素化

民間等の先導的な低炭素建築物・住宅の整備

#### 緑・エネルギーの面的管理・利用の促進

##### NPO等による緑地の保全及び緑化の推進

- 樹林地等に係る管理協定制度の拡充
- 未利用下水熱の活用
- 民間の下水の取水許可特例
- 都市公園・港湾隣接地域での太陽光発電、蓄電池等の設置
- 占用許可の特例

# 【参考】都市の低炭素化の促進に向けた国における取組の方針

(第1回 低炭素基準合同会議資料抜粋)

「都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針」において盛り込む視点・事項(案)

(第18回都市計画制度小委員会配布資料 抜粋)

## 2. 都市の低炭素化の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

### (1) 基本的な考え方

建築物の低炭素化の促進のための施策の方向性

- ・新築の建築物については、エネルギー政策や地球温暖化政策の動向、民生部門以外の分野の取組動向等も勘案しつつ、省エネルギー基準の適合義務化に向けて検討を進め、再生可能エネルギー等の先進的な取組をより評価しやすい評価手法を確立し、省エネルギー性能を表示する制度を構築するとともに、民間等の先導的な低炭素建築物の整備に対して支援を行う等、低炭素化が図られた建築物の普及を図るための環境整備を推進する。
- ・既存ストックの低炭素化については、客観的で分かりやすい指標をつくり、国民に示すとともに、建築物の低炭素化のための改修に係る各種支援を行う等、多面的な施策を推進する。
- ・再生可能エネルギーの導入拡大は、建築物の低炭素化を促進する観点からも重要であるため、屋根等への太陽光発電パネルの設置、太陽熱や地中熱、下水熱といった再生可能エネルギー等の熱利用やこれらと合わせた蓄電池その他のエネルギーの蓄積のための設備の活用等の取組を推進する。
- ・建設・廃棄・再利用等の段階を含めたライフサイクル全体を通じた二酸化炭素排出量の削減を推進することが重要であるため、建設・廃棄・再利用等の各段階における二酸化炭素排出量を公平・公正に評価できる手法の開発や、地域の材料や技術を含めた適切な建材・技術の選択、建材の生産工程、輸送における低炭素化や省資源化等の取組を促進する。

## 3. 低炭素まちづくり計画の作成に関する基本的な事項

### (2) 低炭素まちづくり計画の目標達成のために必要な事項の記載に関する基本的事項

- ・低炭素まちづくり計画には、主として、次に掲げる事項のうち必要なものが適宜記載されるものと考えられる。
  - ～ (略)
  - ～ 建築物の低炭素化の促進
  - ～ (略)

# 【参考】都市の低炭素化の促進に向けた国における取組の方針

(第1回 低炭素基準合同会議資料抜粋)

「都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針」において盛り込む視点・事項(案)

(第18回都市計画制度小委員会配布資料 抜粋)

## 4. 低炭素建築物の普及の促進に関する基本的な事項

### (1) 国、地方公共団体等の各主体の役割

・低炭素建築物の普及の促進のためには、建築物の建築主等がその重要性を認識して取り組むことが不可欠であるため、国及び地方公共団体は、建築物の低炭素化の重要性に関し、建築主等の啓発に努めるとともに、建築主等にとって低炭素建築物の建築等を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等必要な施策を講じるよう努める。

### (2) 低炭素建築物新築等計画の認定に関する基本的事項

・認定に関する基準については、建築物の構造や構法にかかわらず認定可能な内容とし、省エネルギー性能以外の建築物の低炭素化のための措置についても評価を行う。また、新たな技術開発の成果を認定基準へ継続的に反映していくよう配慮する。

### (3) 低炭素建築物の建築等及び取得時の負担の軽減

・低炭素建築物の建築等及び取得に対するインセンティブを付与するため、建築物の低炭素化を図るために要する費用に係る各種支援措置の実施を図るよう努める。

### (4) 中小工務店等の技術力の向上等への配慮

・低炭素建築物の建築等には専門的な知識が必要になることから、実際に設計・施工等を行う事業者や技術者等が低炭素建築物の設計や断熱施工に関する技術等を十分に習得できるよう努める。  
・特に、住宅・建設産業は、技術水準等に差のある中小工務店等の占める割合が大きいことから、中小工務店等に対する技術講習の実施等により、低炭素建築物の建築等に関する技術の普及並びに人材の養成及び資質の向上を進めるよう努める。

### (5) 国産材その他の木材を使用した低炭素建築物の普及への配慮

・国産材(国内で生産された木材)の適切な利用が確保されることにより我が国における森林の適正な整備及び保全が図られ、都市の低炭素化にもつながることに鑑み、国産材その他の木材を使用した低炭素建築物の普及が図られるよう配慮する。